

広島競輪場再整備・運営事業に関する基本協定書（案）

広島市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、広島競輪場再整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、関係法令等の定めるところに従い、甲及び乙の双方が対等な立場において相互に協力又は連携し、本事業を適正かつ確実に実施するとともに円滑な遂行を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（本事業の目的）

第2条 本事業は、老朽化した広島競輪場を自転車によるスポーツやレジャー等のニーズに対応する複合的な施設に再整備し、自転車を活用したスポーツや文化の振興に資する取組を行うとともに、競輪事業の健全かつ持続的な運営を目指すことを目的とする。

2 甲及び乙は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、前項に定める本事業の目的を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、実施に当たっては、その趣旨を最大限に尊重し、甲及び乙の双方において効率的かつ効果的な方法により実施する。

（本事業の概要）

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事項で構成する。

- (1) 広島競輪場施設の解体除却に関する事項
- (2) 広島競輪場施設の再整備に関する事項
- (3) 広島競輪場施設の事業運営に関する事項
- (4) その他、本事業の実施に必要な事項

（広島市の責務）

第4条 甲は、第2条の本事業の目的の趣旨を踏まえ、本事業の円滑な実施に必要な事項について、乙に対する必要な支援の実施に努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 乙は、本事業の実施に当たり、地元品の使用や市内企業の活用等地域経済の活性化に努めるものとする。

2 広島市営競輪の開催のほか、他の競輪場で開催する競輪の場外車券発売を含む広島競輪開催業務（以下「競輪開催業務」という。）に係る従事員等は、乙において確保するものとし、地域における安定した雇用の維持・確保の観点から、令和4年3月31日までを契約期間とする競輪開催業務の受注者が雇用している従事員及び再委託先の従業員等について、施設の解体及び再整備期間中を含め、可能な限り雇用の維持に配慮するものとする。

3 乙は、甲のほか、競輪事業関係者や自転車スポーツ関係者、地域住民その他本事業に関わる者と連携・協力し、本事業を円滑に実施するものとする。

（事業対象区域）

第6条 本事業の事業対象区域については、別図に示すとおりとする。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）及び本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から令和●年●月●日までとする。

2 協定期間の終了に関わらず、第16条、第17条及び第20条第9項の規定は、なおその効力を有する。

（広島競輪場施設の解体除却）

第8条 広島競輪場施設の解体除却に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(広島競輪場施設の再整備)

第9条 乙は、本協定の定めるところにより事業提案を踏まえて甲と乙とで合意した内容に基づき、関係法令等を遵守の上、第6条で定める事業区域の範囲内で広島競輪場施設を再整備するものとする。

2 再整備する広島競輪場施設は、自転車競技法（昭和23（1948）年法律第209号）第4条第4項の規定による許可が受けられる競輪の用に供する競走場としての位置、構造及び設備の基準を満たし、かつ、子どもから大人まで幅広い市民が、自転車を活用したスポーツやレジャー等を楽しめるような複合的な施設とする。なお、これらに追加して、来場者の利便に供する付帯施設や、集客力・収益力の向上に資する付帯的な施設を整備することもできるものとする。

3 広島競輪場施設の再整備費用及びこれにかかる手数料等一切の経費は、乙が負担する。

4 再整備した広島競輪場施設の所有権は、乙に属するものとし、本市の承認を得ることなく、同施設の所有権の移転を行ってはならない。

5 その他、広島競輪場施設の再整備に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(広島競輪場施設・設備の維持管理)

第10条 乙は、甲が所有する既存の広島競輪場施設・設備に係る維持管理業務については、第11条第1項の受託業務として行うこととする。

2 乙は、広島競輪場施設の再整備後において、施設・設備の維持管理を行い、これに係る費用及び手数料等一切の経費を負担するものとする。

3 その他、広島競輪場施設・設備の維持管理に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(競輪開催業務)

第11条 甲は、競輪開催業務を包括的に乙に委託するものとし、乙は、これを受託する。

2 甲と乙は、前項の内容を証するため、別途毎年度広島競輪開催業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

3 乙は、甲に対し毎年度●●円の収益を保証することとし、各年度における広島市競輪事業特別会計の歳入決算額（命名権に関する収入（施設の再整備後は除く。）、敷地の有効活用に関する収入（第13条に規定する貸付契約締結期間は除く。）、前年度繰越金、競輪事業基金利子収入、国有地貸付料及び委託契約において定めた日数を超える市営開催（以下「追加開催」という。）に関する収入（再整備後の施設での業務期間は除く。）を除く。）から、同特別会計の歳出決算額（大規模な広島競輪場施設整備費（施設の再整備後は除く。）、基金積立金、一般会計繰出金、国有地借上料及び追加開催に関する支出（施設の再整備後は除く。）を除く。）を差し引いた金額（以下「収益保証対象収支」という。）が●●円に満たない場合は、その不足額を補填するものとする。

なお、不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他事業実施者の責に帰すことのできない事由をいう。）又は社会経済情勢に著しい変化等が生じたことにより、収益保証対象収支が収益保証額を大幅に下回ることが明らかな場合は、甲乙協議の上、合理性の認められる範囲で変更することができる。

4 競輪開催業務の実施に当たっては、甲は乙に対して、別途委託契約において定める額の委託料を支払うものとする。

5 再整備後の施設での業務期間において、甲は、乙の所有する広島競輪場施設を使用して競輪開催業務を行い、甲は乙に対して、別途委託契約において定める額の施設使用料を支払うものとする。

6 その他、本条に定める競輪事業の詳細については、委託契約において定める。

(自転車を活用したスポーツ振興等に係る事業)

第12条 乙は、広島競輪場において、自転車を活用したスポーツやレジャー等が楽しめ、収益確保に資する取組、自転車を活用した文化の振興に資する取組又は競輪場施設を有効活用した市民

サービス向上に資する取組を行うこととする。なお、これらに追加して、集客力・収益力の向上に資する付随的な取組を行うこともできるものとする。

- 2 前項の事業に係る経費は、すべて乙の負担とし、また、その収益は、乙に帰属する。
- 3 第1項の事業は、風俗営業、性風俗関連特殊営業その他公の秩序又は善良の風俗に反する目的の事業でないこととし、国有地部分においては、次の各号に掲げる事項を条件として実施するものとする。
 - (1) 自転車競技法その他関連法令に適合するものであること。
 - (2) 公益の増進以外を主な目的とするものでないこと。
- 4 第1項の事業の実施に当たっては、乙は甲に対し事前に事業計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。事業計画に変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。特に、国有地において実施するものについては、甲が承認するに当たって、事業計画書又は変更計画書の内容に係る国の承認を要するものである。また、乙は、毎年度、甲に対し事業実施報告書及び事業収支報告書を提出するものとする。

(土地の貸付契約の締結)

- 第13条 甲と乙は、第6条に定める事業区域において、甲が乙に対して土地の貸付を行う区域のうち甲が所有する区域及び国が所有する区域それぞれについて、賃貸借を内容とする契約を、広島競輪場の建設工事の着工日までに締結する。
- 2 貸付料は、甲が所有する区域については、広島市財産条例(昭和39(1964)年広島市条例第8号)に基づき算出した額とし、国が所有する区域については、甲と国との貸付契約における貸付料と同額とする。
 - 3 その他、第1項に定める契約に係る詳細は、甲が乙と別途締結する貸付契約において定める。
(委託の禁止等)

第14条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本事業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に本市の承認を得ること。
- 3 乙は、前項の規定により、本事業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、当該第三者に本協定に基づいて乙が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第15条 甲又は乙は、相手方の事前の承認を得た場合を除き、本協定上の地位、又は本協定に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本協定の履行に関して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任を持って管理し、本協定の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承認なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 相手方から受領した時点で公知となっており、又は受領を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 相手方からの受領よりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方から受領した後に甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 受領を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 甲及び乙が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定に関わらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合は相手方の承認を要することな

く、秘密情報を開示することができるものとする。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令、広島市情報公開条例（平成13（2001）年広島市条例第6号）等の規定に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲又は乙が本事業の実施に関する業務を委託又は請け負わせた者に対して本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
- (5) 甲又は乙が相手方の事前の承認を得た上で相手方以外の第三者との間で本事業の実施に関する契約等を締結するに当たり当該第三者に開示する場合、又は当該第三者を選定する手続において当該手続に関与する者に開示する場合
（債務不履行）

第17条 甲又は乙は、本協定上の義務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲又は乙は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲又は乙の責に帰すことのできない事由によってそれぞれが被った損害については、賠償する責を負わない。
（協定の変更）

第18条 甲又は乙は、本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を相手方に通知し、その変更を請求することができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の書面を受領した日から7日以内に、本協定の変更に関する協議を行うものとする。
- 3 本協定（別図を含む。）の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。
（協定の解除等）

第19条 甲は、第7条の協定期間に関わらず、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定等又はその他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が、本事業について第2条に掲げる本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (3) 乙の事業実施が乙の都合により、乙が提案した広島競輪場施設再整備に係るスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
- (4) 甲及び乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (8) 乙が、合併、会社分割等により法人格の変動が生じ、本事業の継続が困難になった場合
- (9) 乙が、暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する場合
- (10) 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団等であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
- (11) 乙が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団等であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（前号に該当する場合

を除く。)に、甲が乙に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(12) 公正取引委員会が、本協定等に係る入札(見積合せを含む。以下同じ。)に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(13) 本協定等に係る入札に関して、乙(乙の役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。)、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(14) その他本協定等に係る入札に関して、乙が前2号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(15) 本協定等に係る入札に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

(16) 乙が、この契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(17) その他、甲が、乙の帰責事由により乙による事業継続が不可能と判断した場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の貸付料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを求めることはできない。

3 乙は、経営状況など乙の責に帰すべき事由により、本事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の1年前までに、甲に対して書面により解除の申請を行い、甲が承認した場合に限り、本協定を解除することができる。

4 乙は、第1項又は前項の規定により本協定が解除されたときは、解除された前年度の収益保証対象収支又は収益保証額のいずれか大きい額に2を乗じた金額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 乙は、第1項又は第3項の規定により本協定が解除されたときは、甲が別途選定する事業者が競輪開催業務及び自転車を活用したスポーツ振興等に係る事業を継続できるよう、施設を引き続き使用させ、必要に応じて当該業務等に係る支援を行うものとする。

6 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、乙の事業区域内の施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責に帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意の上で本協定を解除することができる。

7 前項の規定により本協定を解除する場合における第13条の貸付契約に係る貸付料の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

(共通事項)

第20条 本事業の実施に関し、甲と乙との間で行われる請求、通知、報告、申出、承認、確認、指示、要請、質問、回答、勧告及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、甲と乙の双方が必要と認める場合は、この限りでない。

2 本事業の実施に関し、甲と乙との間で用いる言語は日本語とする。

3 本事業の実施に関し、甲と乙との間における金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

4 本事業の実施に関する債権又は債務の金額は円を最低額として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。

5 本事業の実施に関し、甲と乙との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4(1992)年法律第51号)に定めるところによるものとする。

6 本事業の実施に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法(明治29(1896)年法律第89号)及び商法(明治32(1899)年法律第48号)の定めるところによるものとする。

- 7 本事業の実施に関し、甲と乙との間で用いる時刻は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11（1999）年法律第162号）第14条第1項第3号の定めるところにより通報される標準時（以下「日本標準時」という。）とする。
- 8 本事業の実施に関係する法令等（以下「法令等」という。）が改正（新たな制定を含む。）された場合は、法令等が特に定める場合を除き、当該改正された法令等が本事業の実施に適用されるものとする。
- 9 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所の所在地を管轄する広島地方裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。
- 10 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めることとする。
- 11 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行するために双方の合意が必要な事項に関する協議を行う。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙 ○○市○○町○丁目○番○号
○○○○○○○
代表者 ○○ ○○ ○○



事業対象区域（太枠内）

